

意見書（案）第24号

公契約法の制定を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	栗 原 けんじ
賛成者	〃	嶋 崎 英 治

## 公契約法の制定を求める意見書

今、公共事業をはじめ、サービスや物品調達など市民の生活に密着する多くの事業が公契約の民間委託の対象となり、民間企業等に発注・委託され公共サービスを支えている。

長引く景気低迷、急激な物価高騰、コロナ禍の下、国や地方自治体の公契約による事業が拡大し、公務における正規職員の削減と公共事業のコストダウンが図られてきた。その一方で、人件費の安い非正規労働者への依存や民間企業の過当競争が進行し、結果として民間企業の経営悪化と労働者の賃金の抑制、労働条件の著しい低下を招いてきた。

建設業では、景気の低迷、公共工事の減少による受注競争の激化によって、公契約の下で働く労働者の労働条件や賃金、単価の低下を招いている。建設業における元請、下請、孫請という重層構造の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあり、今日もその厳しい環境に変わりはない。

公共調達における契約、業務委託、指定管理者制度においても、入札の低価格競争によって低賃金、労働条件の悪化、官製ワーキングプアを生み出し、事業者や労働者の状態を悪化させ、事業の継続や公共サービスの質に影響を与えている。

このような状況を改善するため、入札や公契約の適正化、公契約業務に従事する労働者の適正な労働環境整備の推進、公契約の適正な履行及び公共工事等の品質の確保を図ること、地域経済の活性化及び住民の福祉の増進を目的とする公契約条例の制定が全国自治体で広がってきている。

しかし、諸外国では公契約に係る賃金を確保する法律が制定されているが、日本政府は1949年にILO総会で採択されている公契約における労働条項に関する条約、ILO第94号条約をいまだ批准していない。

公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律を整備し、全国自治体に公契約条例の制定を促す必要な実効ある措置を講じることが求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、ILO第94号条約を速やかに批准するとともに、公契約法を制定することを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち